



経理の窓 8月号

平成22年8月1日号

まもなく立秋ですが、厳しい暑さが続きます。ご自愛下さいますように。

今月の税務

法人 : 6月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第2期分の納付
個人事業税の第1期分の納付

上場株式等の取得価額の確認方法

Aさんは、証券会社の営業マンから『端株は、相続のときに大変だから、売却したほうがいいですよ。売却したら確定申告が必要です。』といわれて、端株を売却したそうです。

確定申告をする際、譲渡損益を計算しますが、取得価額の確認方法について、まとめてみます。

① 取引報告書

取得時に証券会社などの金融商品取引業者等から送られてくる取引報告書で確認。

↓ ない場合

② 顧客勘定元帳

取引した金融商品取引業者等の「顧客勘定元帳」で確認。10年の保存義務がありますので、過去10年以内に購入したものであれば、確認できます。10年より前の取引情報が任意に保存されている場合もあります。

↓ ない場合

③ 本人の手控えで確認

日記帳や預金通用などの手控えによって取得価額がわかれば、その額によります。

日記帳などの手控えで取得時期のみが確認できる場合は、その取得時期を基に取得価額を算定しても差し支えありません。

↓ ない場合

④ ①～③で確認できない場合、名義書換日を調べて取得時期を把握して、その時期の相場を基に取得価額を算定します。

○Aさんは、社員持ち株制度で取得した株の端株を売却したそうです。明細書が保存してありました。同一銘柄の株式を2回以上にわたって取得していますので、所得時から譲渡時の期間を基に、総平均法に準じた計算方法によって算出した1単位あたりの金額を基にして計算する必要があります。

○限定承認に係るものを除いた相続や遺贈、又は贈与により取得した上場株式の取得費は、被相続人又は、贈与者の取得費を引き継ぎます。

平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例

平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等を売却した場合に、収入金額から控除する取得費は、その上場株式等の実際の取得費と平成13年10月1日の終値の80%に相当する金額を比較して、いずれか有利な方を選択することができます。

この特例の適用を受ける際の平成13年10月1日の終値は、国税庁ホームページの「平成13年10月1日における上場株式等の株価一覧表」で確認することができます。

平成13年10月1日以後に株式分割等の事由が発生しているときは、一定の調整計算が必要です。この特例は、平成22年12月31日の到来をもって廃止されます。

